

その契約、守らなくちゃいけないの？

～知って得する消費者契約法～

インターネットで商品を購入するとき、不動産屋で部屋を借りるとき、洋服やウォーターサーバーなどのレンタルサービスを利用するとき、契約書や利用規約にきちんと目を通したことがありますか？サービスの利用や商品の購入でトラブルになったとき、契約書に書かれているからと門前払いをされた経験はありませんか？しかし、契約書に書かれているからと言ってそれが全てということになるのでしょうか？中にはおかしな条項もあって、必ずしも守らなければいけないということはないのです。みなさんにそれを知ってもらいたくて本シンポジウムを開催することにしました。ふるって、ご参加ください。

第一部

その契約、守らなくちゃいけないの？
－事例からみるおかしな契約－

【登壇者】

小野仁司さん

弁護士
NPO 法人消費者支援かながわ理事

近藤雅子さん

消費生活相談員
NPO 法人消費者支援かながわ理事

第二部

基調講演

知って得する消費者契約法

【講師】 拝師徳彦さん



弁護士
NPO 法人消費者市民
サポートちば理事長
千葉マリン事務所所長

2023年2月4日(土)

13時30分～16時

会場参加:50名 (申込不要・13時開場)

神奈川県司法書士会館 1階
横浜市中区吉浜町1 (地図右記参照)

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場の定員を制限する場合があります。

WEB参加:100名

WEB参加登録は下記 URL もしくは、2次元コードより事前にお申込みください

<https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZYpceiprTIvH90I-Gppqjo-ayY6ywu7sa3>



～消費者支援かながわでは、消費者のみなさまに情報提供をお願いしています～

教えてください、あなたの「気付き」

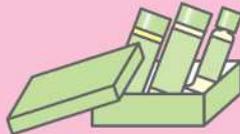
消費者支援かながわでは、不当な契約条項や広告表示等について事業者には是正を求める活動をしています。「おかしいな？」と思う契約内容や事業者の行為、広告表示を見かけたら私たちまでお寄せください。みなさまから寄せられる情報が消費者被害の防止に繋がります。

専門学校・ 各種スクール



退学しても、一括で支払った授業料は一切返金されなかった。

化粧品



インターネット通販で試供品を取寄せたら、定期購入になっていた。

老人ホーム



入居して5日で退所したが、返還金から2か月分の家賃等が引かれた。

スポーツクラブ



器具の不良でケガしたが、規約に『施設内の事故には一切責任を負わない。』とあるので、対応してくれない。

賃貸住宅



退去時に高額な修繕費を請求され、契約書にも書いてあった。

痩身エステ・育毛サービス



効果がなければ返金しますが、契約書に書かれていたが、返金されなかった。

インターネット接続回線 ・携帯電話



契約の際、不利益な事項をちゃんと説明してくれない！
料金の説明がちがう！

偽装表示



ブランド和牛の表示を見て購入したが、実は輸入牛肉だった。

健康食品



通常価格1袋8千円のサプリが初回お試し価格500円とあったのでインターネットで申し込んだところ、6回の定期購入になっていた。

シンポジウムのお問い合わせ先

特定非営利活動法人(NPO 法人) 消費者支援かながわ(適格消費者団体)

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5 階

TEL:045-349-9729 月・水・金 13:00 ~ 17:00

FAX:045-349-9267

E-mail: infosien@ss-kanagawa.org